https://kyotosogo-law.com/

京都総合法律事務所メールマガジン 2023 年 12 月号

京都総合法律事務所の野﨑隆史です。

先日の契約書セミナー等で私を知っていただいた方もいらっしゃると思いますので、このメルマガの紹介を簡単にしますと、自分の勉強も兼ねて直近一か月に接した情報を整理し、これは(今すぐ or いつか)役に立つだろうと感じたものをお伝えしています。それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です!

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決! そこが知りたい労務相談 30 の悩みをずばり解決! (経営書院)

1日1つずつ読めば30日でイイカンジの労務担当になれると思います。 私の労務能力もワンランクアップしました!

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の 具体的な質問に Q&A 形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FM RFJ91WEQ9Y7A4F

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

https://kyotosogo-law.com/

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【2024年1月26日(金) YouTube】

テーマ:2023年重要判例解説(労務編)

担 当:弁護士 伊山正和

会 場:YouTube

費 用:無料

概 要: 労務に精通した伊山弁護士が 2023 年の重要判例解説(労務編)を YouTube で配信します。事前申込不要。X(旧 Twitter)の弁護士リチャードソンをフ

ォローしておけば安心です!

https://twitter.com/richaso_law

【2024年2月15日(木)11時30分~12時00分・オンライン】

テーマ:2024年4月1日施行 人事労務関連法令対応

担 当:弁護士 伊山正和

会場: Zoom ウェビナー

費 用:無料

概 要:2024年4月に施行される法令改正の概要

新しく追加された労働条件明示事項に対応するための具体例

無期転換権行使の機会付与のための具体的方法

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・2024年4月以降に向けての労働条件通知書の改定が未了
- ・有期労働契約を締結している従業員がいる
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、もしくは懸念している
- ・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい

https://kyotosogo-law.com/inform/

https://kyotosogo-law.com/

2024年も有益なセミナーを定期的に実施しますので、ぜひお楽しみに!

◆労務◆

【懲戒解雇が無効と判断された事例】

入試問題を漏洩したとして懲戒解雇された元准教授が解雇無効を訴えていたケースで、 東京地裁立川支部が解雇無効の判決を下しました。

このケースでは、受験予定の学生が研究室を訪れた際に、ある英語の専門書から出題されるようなことを述べたようですが、東京地裁立川支部は、出題範囲だけを示唆したに過ぎず、入試の公平性・公正性について実質的危険性を生じさせたとは言い難いため、懲戒解雇は重すぎると判断しました。

懲戒処分には客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が必要となり、このケースでは社会通念上の相当性を欠くと判断されたようですが、他方、別件ですが、退職前に会社のデータを社外の個人アカウント領域にアップロードした行為について、懲戒解雇を有効と判断された裁判例もあります。

https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1035

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を!

https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984

【弁護士リチャードソン】

https://kyotosogo-law.com/

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のポストの中から、私がセレクトした超有益ポストを3つご紹介します。

https://twitter.com/richaso_law

<残業代と固定給と歩合給>

残業代は仕事に時間をかけた方が手当が高くなる仕組であり「逆じゃね?」とお思いになられる方々が少なくないのもごもっともで。例えば固定給の他、その残業代分が差し引かれる歩合給を定めて、歩合給分の残業代は別途支払うという方法ならOKとする高裁判決の存在は、とても重要(大阪高判R5.7.20)

OKとなっておる体系、ちょっと厳密ではありませんが、だいたいの骨子を申し上げると

- ①固定給の残業代を支給
- ②歩合給の「素」を計算
- ③②から①を差し引いて歩合給として支給
- ④③の残業代を支給

という方法がおおむねで。

無論、キッチリ就業規則に定めて雇用契約の中身にしていることが前提です。

く異動>

正社員なら異動は当然あるべしなのですが、業務内容がかなり違う場合、業務上の必要性をしっかり説明できねば「濫用の疑いあり」とされるおそれがありまして。ここを「業務」よりも「この人だから」という点にフォーカスしすぎると、逆効果になってしまうこともあるのでくれぐれも(大阪地判 R5.8.31)。

<試用期間後の本採用拒否>

試用期間後の本採用拒否は、本質的に解雇だとみられるので、そうハードルは低くないわけで。もっともその判断対象は、要は採用できるかできないかという点がポイントなので、そこをいかに「客観的」に証明できるかに関わっておるわけで。能力不足を言いたいとこですが、これがなかなか難しい(つづく)

https://kyotosogo-law.com/

例えば研修中だからといって同業他社で無断兼業する、必要な社内手続を怠る、そもそも業務に関わる経歴自体がインチキ等あれば典型(東京地判 R5.1.27)。ただそんな事情はそうはなく、ならば定期的な成績評価とフィードバックを書面で行うという、手続面をキッチリやることが方法たり得るかと存じます。

【令和5年7月20日最高裁判例(名古屋自動車学校事件)の解説動画】

同一労働同一賃金(均衡均等待遇)に関する注目の最高裁判例については、伊山弁護士による解説動画をお勧めします。

https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3IEmCuM

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】 残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。 こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- 「○○手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている心当たりがある場合はこちらの記事を参考に至急ご対応ください!

https://kyoto-kigyohomu.com/

◆コーポレートガバナンス◆

【防犯カメラと個人情報保護法】

個人情報保護委員会が民間事業者向けに防犯カメラ等を利用する際の個人情報保護法 の留意点をまとめたパンフレットを公表しました。とてもわかりやすいパンフレットだ と思います。

- Q. 防犯カメラを設置する際に「防犯カメラ作動中」と掲示するのはなぜでしょうか。
- Q. 顔識別機能付きカメラも通常のカメラと同じことを注意すれば良いでしょうか? これらの質問の答えにつまづいた方は、ぜひこのパンフレットを見てください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_utilize_handbook202312.pdf

京都総合法律事務所

kyoto sogo law

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

【社外取締役・社外監査役 その1】

日弁連の社外取締役ガイドラインが改訂されました。4 年ぶりとなった今回の改訂では、取締役の善管注意義務の法的分析・整理を踏まえ、社外取締役の就任から退任までの役割等について、ベストプラクティスをコンパクトに取りまとめられています。

京都総合法律事務所には、上場企業を含む会社で社外役員を務めている弁護士が複数 在籍しており、コーポレートガバナンスの向上に役立てるよう研鑽しています。

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214.html

【社外取締役・社外監査役 その2】

先月号でお伝えした「支配株主・支配的株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割(案)」の(案)が取れ、「支配株主・支配的株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割」として正式に公表されました。

このスライドで示されている基本的な考え方は次のとおりです。

- 支配株主や支配的な株主を有する上場会社では、「少数株主」が一般株主にあたり、一般株主の存在により、上場会社は円滑な資金調達機会を得るなど様々なメリットを享受していること
- 少数株主の利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益 と一致し、少数株主の利益が損なわれていることは、上場会社の利益が損なわれている ことを意味すること
- 少数株主の利益の適切な保護が図られることは、上場会社がその事業目的の遂行 と企業価値の持続的な向上を目指すうえで極めて重要であること
- 支配株主が議決権に基づき会社及びその経営陣に対して影響力を行使できるのは 会社法の原則であるが、支配株主は自己の保有する株式保有割合を超えて、経済的利益 を享受することは認められないこと
- 少数株主利益の適切な保護を図ることは、会社の持続的な成長と中長期的な企業 価値の向上に連動すること

https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/study-group/nlsgeu000004acah-att/bkk2ed0000004zy2.pdf

EDI 075(054)0540

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

◆事業再生◆

【経営者保証ガイドラインによる再チャレンジ】

会社の経営が行き詰った代表者は破産するしかない?

どうせ破産するならギリギリまで粘るべき?

ちょっと待ってください!経営者保証ガイドラインの活用で代表者の破産を回避する 方法があり、当事務所も積極的に取り組んでいます!

お悩みの経営者仲間にもぜひご周知ください。

https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231213-2/01.pdf

◆知的財産◆

【フリー素材と誤認したイラストの無断使用】

大分県の市立中学校が「ほけんだより」にあるイラストを掲載していたところ、この イラストがフリー素材ではなかったため、7年分の使用料相当額を支払うことになった ようです。

この種のケースは全国で発生しており、ネットから素材を拾う際、利用規約の確認が 必須です。

そして、フリー素材であっても、著作者人格権の侵害とならないよう留意する必要が あります。

少しでも不安に感じる場合、当事務所の知財チームにご相談ください。

https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/

【AI と著作権】

文化審議会著作権分科会法制度小委員会において「AI と著作権に関する考え方について(素案)」が示されました。

素案とともに公表されている「論点整理―これまでの議論の振り返り―(案)(第 4回 AI 時代の知的財産検討会配付資料)」を見ながらキャッチアップしていくと効率的だと思います。

この論点整理の目次は次のとおりです。

https://kyotosogo-law.com/

く検討課題 I 生成 AI と知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について>

- 1. 著作権との関係
- 2. 著作権以外の知財との関係
- 3. 技術による対応
- 4. 収益還元の在り方
- 5. その他個別課題
- (1) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理
- (2) ディープフェイクについての知財法の観点からの課題整理
- 6. 社会への発信等の在り方

く検討課題 II AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について>

- 1. AI を利用した発明の取扱いの在り方
- 2. AI の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05 05/

◆広告規制◆

【優良誤認表示(措置命令)】

<問題となった表示①>

「何をやっても太る理由が判明! 食べてないのに太るのは"燃焼力"がないから 50 k g以上の女性 9割がしていない 3週間で60.8 k g→47.2 k gまで痩せた方法がすごい!」との記載と共に、引き締まった腹部の画像等を表示。

これに対し、消費者庁から、当該表示の裏付けとなる根拠資料の提出を求められ、資料を提出したが、合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

<問題となった表示②>

アフィリエイトサイトにおいて、王冠のデザインがついたエンブレムの画像と共に、 「30~60代女性が選ぶダイエットサプリ No. 1| 等と表示。

しかしながら、委託した事業者による調査は、回答者に対し、問題となった商品及び他の事業者が販売する同種商品について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、本件商品と特定の9商品のみを任意に選択して対比し、 当該商品を販売する各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、客観的な調査に

https://kyotosogo-law.com/

基づくものではなく、表示自体も当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものでは なかった。

く一言コメント>

ダイエットサプリの優良誤認表示はああまたかという感じで、そこに No.1 表示も組 み合わせると消費者庁は見逃してくれませんよね。

No.1 表示については、先日行ったセミナーの資料をダウンロードできるよう、新年に 向けてサイト改修中です。お楽しみに!

京都総合法律事務所の広告チェックサービスは、リスクチェックから代替表現まで、 予算に合わせて広告チェック全般を承ります。

https://kyotosogo-law.com/advertising/

◆消費者契約◆

【消費者問題に関する 2023 年の 10 大項目】

独立行政法人国民生活センターが「消費者問題に関する 2023 年の 10 大項目」を公表 しました。

- ・新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に 旅行予約やチケット転売のトラブルが 増加
- ・18歳・19歳の契約トラブル 「美」と「金」がキーワードに
- ・改正消費者契約法、改正特定商取引法が施行
- ステルスマーケティング 規制始まる
- ・ビッグモーター社の不正問題 中古車販売業界や損害保険業界のコンプライアンスに 課題
- ・旧統一教会をめぐる問題 国が解散命令を請求
- ・訪問購入のトラブルが増加 8割近くが高齢者
- ・自転車のヘルメット着用 年齢を問わずすべての人の努力義務に
- ・子どもの誤飲事故防止のための玩具の新たな規制
- ・消費生活相談デジタル化・体制の再構築

【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】

京都総合法律事務所

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

このような条項が利用規約にある場合はご注意ください。

- ▲ パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- ▲ パスワードを用いて当社に対して行われた意思表示は、会員本人の有効な意思表示とみなし、会員はそのために生じる支払義務等につき責任を負うものとします。
- ▲ 以下の場合、商品到着日より7日以内(到着日含む)に当社へご連絡の上でご返品いただいた場合に限り、改めて不具合のない商品をお送りいたします。この場合、返品に係る送料は当社にて負担いたします。
 - ・お届けした商品が破損・汚損している等、品質に問題がある場合
 - ・ご注文いただいた商品と異なる商品が届いた場合
 - ▲ 入手経路の如何を問わず、当社商品を転売することを禁止いたします。
- ▲ 当社商品の転売を行った方に対しては、転売された商品の当社の単品販売価格を 当社の損害とし、その賠償を請求いたします。
- ▲ 当社は、会員が以下の各号に該当し、または該当するおそれがあると当社が判断 した場合には、何らの通知を行うことなく、当該会員の会員資格を抹消することができ ることとします。
- ・会員が本利用契約に基づく代金支払義務を怠ったとき、または会員が支払停止も しくは支払不能となり、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類 する手続の開始の申立てがあった場合
 - ・会員が死亡し、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
- ・会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであって、 法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - ・本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
- ▲ 会員の本規約に違反する行為、その他本サービスの利用に関する会員の行為によって、当社が損害を被った場合、当該会員は、当社に対し、損害が直接であるか間接であるかを問わず、当社が被ったすべての損害(訴訟費用及び弁護士費用並びに当社において対応に要した人件費相当額を含みます。)を賠償するものとします。

京都総合法律事務所

EDI 075(054)0540

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

▲ 本サービスの利用に関連して会員が損害を被った場合において、当社に故意また は重過失がない場合、当社は、会員に生じた損害について、債務不履行責任、不法行為 責任その他一切の責任を負いません。

▲ 本サービスの利用に関連して会員が損害を被った場合において、当社に故意または重過失があることによって当社が損害賠償責任を負う場合、当社は、会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害(損害の発生を予見し、または予見し得た場合を含みます。)については、責任を負わないものとします。

▲ 当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部または一部を変更し、追加し、または廃止できるものとします。

▲ 会員ご本人以外の親族など第三者の方から当社に対するご連絡をいただいた場合、会員のお名前、お電話番号、ご住所を確認し、これらのご登録会員情報が一致した場合には、会員ご本人から当該第三者に適法な代理権の授与があったものとみなします。

▲ 会員と当社との間で訴訟が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、<mark>皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。</mark>

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的に サポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

https://kyotosogo-law.com/

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいて います。

https://kyotosogo-law.com/post-3164/

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェ ックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意して います。

https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承ってお り、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知 (1)
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告(通報者の意向があれば匿名化処理を 行います。)
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者(通報者、対象者、目撃者等)へのヒアリングのサポート又は弁護士による 直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

https://kyotosogo-

law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3

%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3

https://kyotosogo-law.com/

%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3 %83%b3/

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

https://kyotosogo-law.com/advertising/

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも 比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、 効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

https://kyotosogo-law.com/customertrouble/

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥 事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。 等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会 的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

https://kyotosogo-law.com/

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最 適な弁護士をご紹介させていただきます。

https://kyotosogo-law.com/syagai/

【3】セミナー情報

【2024年1月26日(金) YouTube】

テーマ: 2023 年重要判例解説(労務編)

担 当:弁護士 伊山正和

会 場: YouTube

費 用:無料

概 要: 労務に精通した伊山弁護士が 2023 年の重要判例解説(労務編)を YouTube

で配信します。事前申込不要。X(旧 Twitter)の弁護士リチャードソンをフ

オローしておけば安心です!

https://twitter.com/richaso_law

【2024年2月15日(木)11時30分~12時00分・オンライン】

テーマ:2024年4月1日施行 人事労務関連法令対応

担 当:弁護士 伊山正和

会場: Zoom ウェビナー

費 用:無料

概 要:2024年4月に施行される法令改正の概要

新しく追加された労働条件明示事項に対応するための具体例

無期転換権行使の機会付与のための具体的方法

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・2024年4月以降に向けての労働条件通知書の改定が未了
- ・有期労働契約を締結している従業員がいる
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、もしくは懸念している

https://kyotosogo-law.com/

・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい https://kyotosogo-law.com/inform/

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」 で行うことが必要不可欠です。(弁護士 伊山正和)

https://kyotosogo-law.com/post-4460/

【5】編集後記

2023年12月号、いかがでしたか?

2022 年 12 月号の編集後記では、井上尚弥選手のバンタム級 4 団体王座統一戦を見た直後だったこともあり、「翌日のインタビューでも、本当に 11 ラウンドも試合したのか、昨日は 4 団体統一戦じゃなかったのか、と錯覚するキレイなお顔で、さすが地球上最高のボクサーです。」と興奮気味に書いていました。

そして、あっという間に1年が経ち、2023年12月26日、井上尚弥選手が1階級上のスーパーバンタム級4団体王座統一戦を10ラウンドKOで勝利しました。もちろん相変わらずのキレイなお顔です。

階級の壁をいともたやすく越えたように見えますが、そんなはずはありません。凄ま じい練習の成果であることに思いを馳せ、自分の闘志の糧にします。

自分自身、そして、京都総合法律事務所全体を振り返れば、2023 年も皆様のお陰で自 分達の力をしっかり発揮できた一年だったと思います。

もちろん阪神タイガースがその支えになったことは言うまでもありません。

https://kyotosogo-law.com/

皆様、2024年を迎える準備はばっちりですか?

積み残したトラブルは 2024 年の私達にお任せいただければ大丈夫ですので、安心し て年末年始をお過ごしください。

それではまた来年。よいお年を!

(弁護士 野﨑隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に 連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。 ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連 絡ください。

https://kyotosogo-law.com/inform/

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

https://kyotosogo-law.com

労務トラブル特化サイト

https://kyoto-kigyohomu.com/

知的財産専用ページ

https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/

弁護士 野﨑隆史

nozaki@kyotosogo-law.com